

厚生労働大臣の定める掲示事項

◎入院基本料について

◆一般病棟（4階東病棟 4階西病棟 5階東病棟 5階西病棟 6階病棟）には、1日平均19人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の看護職員配置は次のとおりです。

- ・08:45～16:45 まで 看護職員 1人あたりの受け持ち患者数は 4人以内です。
- ・16:45～08:45 まで 看護職員 1人あたりの受け持ち患者数は 16人以内です。

時間帯毎の看護補助者配置は次のとおりです。

- ・08:45～16:45 まで 看護補助者 1人あたりの受け持ち患者数は 2人以内です。
- ・16:45～08:45 まで 看護補助者 1人あたりの受け持ち患者数は 1人以内です。

◆特定集中治療室管理料(ICU)には、1日平均18人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の看護職員配置は次のとおりです。

- ・08:45～16:45 まで 看護職員 1人あたりの受け持ち患者数は 2人以内です。
- ・16:45～08:45 まで 看護職員 1人あたりの受け持ち患者数は 2人以内です。

◆脳卒中ケアユニット入院医療管理料(SCU)には、1日平均9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の看護職員配置は次のとおりです。

- ・08:45～16:45 まで 看護職員 1人あたりの受け持ち患者数は 3人以内です。
- ・16:45～08:45 まで 看護職員 1人あたりの受け持ち患者数は 3人以内です。

入院治療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染予防対策、医療安全管理体制、褥瘡対策および栄養管理体制の基準を満たしております。

◎入院食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の基準に係る届け出をおこなっており、管理栄養士により管理された食事を適時、適温で提供しています。（朝食8時、昼食12時、夕食18時以降）

◎明細書発行体制について

医療の透明化や情報提供を推進する観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を発行しております。明細書の発行をご希望されない方は会計窓口へお申し出ください。

◎入院期間が180日を超える入院について

同一疾病で長期に入院される場合（他医療機関も含む）、180日を超える日から入院料の一部を保険診療とは別に、一般病棟入院基本料 1日につき 2,624円（税込）自己負担となる場合があります。（難病等を除く）

◎制限回数を超えるリハビリの保険外併用療養費について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合は、月 13 単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、2,800円（税込）の自己負担となります。

◎先進医療について

当院は、厚生労働大臣の承認を受けた次の先進医療を実施しています。

陽子線治療 担当科:放射線治療科、承認日:令和3年7月1日、患者負担額:2,900,000 円

ご不明な点がございましたら、1階受付にお問い合わせください。